

◎新潟県告示第384号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第1項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和8年5月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 日時

令和8年5月26日（火）午後7時00分から

2 場所

南魚沼市大和公民館 2階 大会議室

南魚沼市浦佐5175番地1

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

(2) 申請地

南魚沼市浦佐5278番2の一部、5278番3、5278番4、5278番5の一部、5174番1、5175番1

(3) 主要用途

中学校、集会場

(4) 工事種別

増築

(5) 構造・規模

木造ほか 地上3階（うち、増築部分 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造 地上3階）

建築面積 6,785.12平方メートル（うち、増築部分 6,761.16平方メートル）

延べ面積 11,962.91平方メートル（うち、増築部分 11,938.95平方メートル）